

議員提出議案第7号

藤岡市議会基本条例の一部改正について

藤岡市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年12月11日提出

平成26年12月11日可決

提出者 青木 貴俊

賛成者	神田 和生	賛成者	高桑 藤雄	賛成者	野口 靖
〃	大久保協城	〃	橋本 新一	〃	渡辺新一郎
〃	松村 晋之	〃	窪田 行隆	〃	渡辺 徳治
〃	山田 朱美	〃	岩崎 和則	〃	松本啓太郎
〃	佐藤 淳	〃	茂木 光雄	〃	斉藤千枝子
〃	反町 清	〃	針谷 賢一	〃	隅田川徳一
〃	久保 信夫	〃	吉田 達哉		

藤岡市条例第 号

藤岡市議会基本条例の一部を改正する条例

藤岡市議会基本条例（平成25年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 2 議員の倫理基準については、藤岡市議会議員政治倫理規則（平成26年議会規則第2号）によるものとする。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。